

議案第145号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第25条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第25条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

[別表第2 別紙1]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
[同左]			
同	同	温室 1	[同左]
同	同	温室 2	[同左]
同	同	温室 3	[同左]
同	同	温室 4	[同左]
[同左]			

[別表第2 別紙2]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
[略]			
同	同	温室1 (R 3.12 除却)	[略]
同	同	温室2 (R 3.12 除却)	[略]
同	同	温室3 (R 3.12 除却)	[略]
同	同	温室4 (R 3.12 除却)	[略]
[略]			

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

本市及び大阪府が公立大学法人大阪に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

#### 第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

#### 3-4 省 略